

青森大学学長の職務に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、青森山田学園組織事務分掌規程第6条及び青森大学（以下「本学」という。）学則第47条第3項の規定に基づき、学長の職務に関する事項を定める。

（職務）

第2条 学長は、本学の校務をつかさどり、教職員を統督する。

（責務）

第3条 学長は、以下の責務を負う。

- （1）リーダーシップを発揮し、本学教学運営を統括し、教職員を統督する。
- （2）学長は、理事会から教学に関して委任された権限を行使する。
- （3）本学の教職員が、学長方針、中期的な計画及び青森山田学園経営方針・情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努める。

（選任及び任期）

第4条 学長の選任及び任期については、青森大学学長選任規程によることとする。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て理事会が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から改正し、施行する。